

改正

昭和46年6月23日条例第10号

昭和47年3月27日条例第4号

昭和50年3月31日条例第6号

昭和55年3月25日条例第13号

昭和56年3月30日条例第9号

昭和58年3月30日条例第6号

昭和63年9月30日条例第15号

平成元年9月30日条例第40号

平成2年3月30日条例第7号

平成7年10月2日条例第39号

平成9年9月30日条例第36号

平成10年3月24日条例第8号

平成11年3月23日条例第6号

平成12年12月22日条例第35号

平成14年3月26日条例第11号

平成17年9月29日条例第32号

平成18年6月26日条例第22号

平成18年9月29日条例第30号

平成19年3月27日条例第5号

平成23年12月21日条例第25号

平成24年3月26日条例第10号

平成25年3月27日条例第8号

平成26年9月30日条例第27号

平成27年12月24日条例第36号

知立市心身障害者扶助料支給条例

(目的)

第1条 この条例は、社会保障の理念に基づき心身に障害のある市民に知立市心身障害者扶助料(以

下「扶助料」という。)を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいい、次に定めるところによる。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

(2) 知的障害者 厚生労働大臣が定めるところにより、愛知県知事が交付した療育手帳を所持している者をいう。ただし、次のいずれかの機関等で知能指数が75以下の判定を受けた者を知的障害者とすることができる。

ア 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センター

エ 愛知県心身障害者コロニー中央病院

(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

(受給資格)

第3条 この条例により扶助料の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、心身障害者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは前条第2号ただし書の判定の結果を通知する書面(以下「知的障害者判定書」という。)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日において、年齢が65歳未満であること。

(3) 故意に障害の程度を高めた者でないこと。

(扶助料の種類及び額)

第4条 扶助料の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者扶助料

身体障害者手帳等級区分	月額
	円
1級又は2級	4,000
3級	3,000
4級	2,500
5級又は6級	2,000

(2) 知的障害者扶助料

知能指数区分	月額
	円
35以下	4,000
36以上50以下	3,000
51以上75以下	2,000

(3) 精神障害者扶助料

精神障害者保健福祉手帳等級区分	月額
	円
1級	4,000
2級	3,000
3級	2,000

(申請及び審査)

第5条 受給資格者が、扶助料の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 扶助料の支給を受けようとする者が、前条各号の2以上に該当するときは、その者の選択によりそのいずれかを申請するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請（以下「支給申請」という。）があったときは、速やかにその審査を行い、扶助料の支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(扶助料の種類及び額の改定)

第6条 扶助料の支給を受けている者（以下「扶助料受給者」という。）は、その障害の程度に変

動を生じた場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、変動した障害の程度に応じて届出のあった日の属する月の翌月から扶助料の種類及び額を改定する。

(扶助料の支給方法)

第7条 扶助料は、支給申請の日の属する月の翌月から扶助料を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

- 2 扶助料は、年2回規則で定める期月に、それぞれの当月分まで支給する。ただし、前支払期月に支給すべきであった扶助料があるとき又は扶助料を支給すべき事由が消滅したときは、その都度支給する。

(失権)

第8条 扶助料受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、扶助料を受給する権利を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に居住しなくなったとき。
- (3) 心身障害者でなくなったとき。

(支給停止)

第9条 第5条第3項の規定による扶助料の支給決定を受けた者（以下「受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月分の扶助料の支給を停止する。

- (1) 刑事施設その他これに準ずる施設に拘禁されたとき 拘禁された日の属する月の翌月から拘禁を解かれた日の属する月まで
- (2) 前年(アに掲げる者であって1月から6月までの間に支給申請をしたものにあつては、前々年)の所得について、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されるとき 次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に定める期間
 - ア 当該受給権者に係る扶助料の最初の支払期月が到来していない者 支給申請の日の属する月の翌月から翌年(1月から6月までの間に支給申請をした者にあつては、その年)の7月まで
 - イ アに掲げる者以外の者 その年の8月から翌年の7月まで
- (3) 次条第1項に規定する届出又は同意を行わないことにより市長が当該受給資格者の課税状況を確認できないとき 次の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、当該各号に定める期間
 - ア 前号アに掲げる者 支給申請の日の属する月の翌月から市長が課税状況を確認できた日の属する月まで

イ 前号イに掲げる者 その年の8月から市長が課税状況を確認できた日の属する月まで
(課税状況の届出等)

第10条 受給権者は、規則で定めるところにより毎年度その市町村民税の課税状況を市長に届け出なければならない。ただし、市長が、あらかじめ受給権者の同意を得た上で、公簿等により当該受給権者の課税状況を確認できる場合は、この限りでない。

2 受給権者は、前項の規定により市長に届け出た課税状況に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 市長は、次の各号に掲げる受給権者が、当該各号に定める届出又は同意を行った場合であって前条第2号に掲げる支給停止要件に該当しなくなったときは、同号の規定により支給を停止した期間に係る扶助料を支給する。

(1) 前条第2号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者 前項に規定する届出

(2) 前条第3号の規定により扶助料の支給を停止した受給権者 第1項に規定する届出又は同意

4 市長は、第2項に規定する届出を行った受給権者が、前条第2号に掲げる支給停止要件に該当することとなったときは、同条に定めるところにより扶助料の支給を停止する。

(施設、学校等への入所者又は就学者に対する特例)

第11条 心身障害者で、次に掲げる施設、学校等への入所、就学等のため市外に居住しているものについては、別に定めるところにより、第8条第2号の規定にかかわらず本市に居住しているものとみなす。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の規定に基づく保護施設

(2) 身体障害者福祉法第18条第2項の規定に基づく指定医療機関

(3) 児童福祉法第38条の規定に基づく母子生活支援施設及び同法第42条の規定に基づく障害児入所施設

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7の規定に基づく障害者職業能力開発校

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく特別支援学校

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項の規定に基づく障害者支援施設

(支払未済の特例)

第12条 扶助料受給者が死亡した場合は、その者が支給を受けるべき扶助料で、その支給を受けて

いない分（以下「未支給扶助料」という。）については、当該扶助料受給者が死亡した日に当該扶助料受給者と同一の世帯にあった親族（以下「同居親族」という。）の代表者に支給する。ただし、当該扶助料受給者に同居親族がないときは、第7条第1項の規定にかかわらず、未支給扶助料は支給しない。

（扶助料の返還）

第13条 受給権者が、第9条の規定により支給を停止する期間に係る扶助料の全部又は一部の支給を受けたとき又は偽りその他の不正な行為により扶助料の支給を受けたときは、市長は、当該支給を受けた受給権者に対して受給した扶助料の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に本市に居住する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、引き続き1年以上居住したものとみなす。
- 3 この条例の施行の日から昭和46年6月30日までに申請したものには第7条第1項の規定にかかわらず、昭和46年4月分から支給する。

附 則（昭和46年条例第10号～平成元年条例第40号）

（省略）

附 則（平成2年3月30日条例第7号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月2日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知立市心身障害者扶助料支給条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月24日条例第8号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正後の知立市心身障害者扶助料支給条例第2条第3号に規定する精神障害者で扶助料の受給資格に該当している者が、この条例の施行の日から平成10年6月30日までの間に扶助料の支給の申請をしたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、平成10年4月分から

支給する。

附 則（平成11年 3 月23日条例第 6 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第35号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日条例第30号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日条例第 5 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第25号）

この条例中第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 9 条の規定は公布の日から、第 2 条、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日条例第10号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。ただし、第10条第 3 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日条例第 8 号）

この条例中第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日条例第27号）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の知立市心身障害者扶助料支給条例（以下「新条例」という。）第 4 条及び第 9 条（同条第 1 号に掲げる場合を除く。）の規定は、平成27年 8 月以後の月分の扶助料から適用し、平成27年 4 月分から同年 7 月分までの扶助料については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定による受給資格者の課税状況の確認のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても、新条例第10条第1項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成27年12月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

昭和49年11月1日規則第13号

昭和55年3月25日規則第6号

平成2年3月30日規則第13号

平成10年3月24日規則第11号

平成11年3月23日規則第1号

平成17年3月28日規則第19号

平成26年9月30日規則第26号

知立市心身障害者扶助料支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市心身障害者扶助料支給条例（昭和46年知立市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(扶助料支給申請の手続)

第2条 心身障害者は、知立市心身障害者扶助料（以下「扶助料」という。）の支給を受けようとするときは、知立市心身障害者扶助料支給申請書（様式第1）に身体障害者手帳、療育手帳若しくは知的障害者判定書又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」という。）及び前年（1月から6月までに当該申請をする場合にあつては、前々年）の所得に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（以下「課税状況確認書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ当該心身障害者の同意を得た上で、市長が公簿等により当該心身障害者の課税状況を確認できる場合は、課税状況確認書類の添付を省略することができる。

(扶助料証書の交付)

第3条 市長は、条例第5条第3項の規定により扶助料の支給を決定したときは知立市心身障害者扶助料証書（様式第2。以下「扶助料証書」という。）を、扶助料を支給しないこととしたときは知立市心身障害者扶助料支給却下通知書（様式第3）を、申請者に交付する。

(扶助料の種類及び額の改定)

第4条 扶助料受給者は、障害の程度に変動を生じた場合は、直ちに知立市心身障害者扶助料障害程度変更届（様式第4）に障害者手帳等を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の届出により扶助料の額の変更の決定をしたときは、知立市心身障害者扶助料改定証書（様

式第5)を交付する。

(支給の時期及び方法)

第5条 扶助料は、毎年3月及び9月の2期に分けて支給する。

2 扶助料の支給の方法は、扶助料受給者が指定する本人名義の金融機関の口座への振込みによるものとする。

(受給資格の消滅の届出)

第6条 扶助料受給者が条例第8条の規定により扶助料の受給資格を失ったときは、当該扶助料受給者又はその親族は、直ちに知立市心身障害者扶助料受給権消滅届(様式第6)に扶助料証書を添えて市長に提出しなければならない。

(扶助料支給停止に関する通知等)

第7条 市長は、条例第9条の規定により扶助料の支給を停止するときは、知立市心身障害者扶助料支給停止通知書(様式第7)を扶助料受給者に交付する。

2 市長は、条例第9条の規定により支給を停止した扶助料について、支給を再開するときは、知立市心身障害者扶助料支給停止解除通知書(様式第8)を扶助料受給者に交付する。

(課税状況の確認に係る同意書)

第8条 条例第10条ただし書の規定による同意は、課税状況の確認に係る同意書(様式第9)によるものとする。

(居住地特例の対象)

第9条 条例第11条の規定により本市に居住しているものとみなす者は、次の各号のいずれかの者とする。

(1) 本市に居住する扶養義務者、養育者その他これに準ずる者(以下「扶養義務者等」という。)がある者であって、条例第11条各号に掲げる施設、学校等(以下「施設等」という。)を退所し、退院し、又は修了し、若しくは退学した後(以下「退所後」という。)に扶養義務者等の下へ帰来することが十分期待できると認められる者

(2) 扶養義務者等のない者であって、施設等へ入所し、入院し、又は入学する前に居住していた家屋等が残存しており、又は本市内に帰来引受先があつて、退所後に本市に帰来することが十分期待できると認められる者

(支払未済の扶助料の請求)

第10条 条例第11条の規定により扶助料の支給を受けようとする者は、知立市心身障害者扶助料未支給扶助料支給申請書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

(扶助料証書の再交付)

第11条 扶助料受給者が証書を亡失し、又は損傷したときは、知立市心身障害者扶助料証書再交付申請書(様式第11)を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更届)

第12条 扶助料受給者がその氏名又は住所を変更したときは、直ちに知立市心身障害者扶助料氏名等変更届(様式第12)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年規則第13号～昭和55年規則第6号)

(省略)

附 則(平成2年3月30日規則第13号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日規則第11号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の知立市心身障害者扶助料支給規則の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の知立市心身障害者扶助料支給規則の規定にかかわらず、当分の間所要の訂正をして使用することができる。

附 則(平成11年3月23日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第26号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の知立市心身障害者扶助料支給規則第2条の規定は、平成27年7月1日以後の支給申請から適用し、同日前の支給申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に提出し、又は交付されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の知立市心身障害者扶助料支給規則の相当規定により提出し、又は交付された書類とみなす。

様式第1 (第2条関係)

様式第2 (第3条関係)

様式第3 (第3条関係)

様式第4 (第4条関係)

様式第5 (第4条関係)

様式第6 (第6条関係)

様式第7 (第7条関係)

様式第8 (第7条関係)

様式第9 (第8条関係)

様式第10 (第10条関係)

様式第11 (第11条関係)

様式第12 (第12条関係)